

第8回 江戸川区不適切契約事案の検証及び再発防止対策検討委員会

- 1 日 時 令和7年10月17日（金曜日）午前10時15分から午前10時35分まで
2 会 場 江戸川区役所本庁舎第1・2委員会室
3 委 員

役 職	氏 名	職 等	出欠
委員長	野村 裕	弁護士	出席
職務代理者	中里 浩	学識経験者	出席
委 員	今井 学	弁護士	出席
委 員	上野 武	建築専門家	出席
委 員	楠 茂樹	学識経験者	出席

4 議 事

野村委員長

ただいまから第8回江戸川区不適切契約事案の検証及び再発防止対策検討委員会を開会いたします。

まず始めに事務局より本日の委員会の進行について説明願います。

事務局

本日の委員会は、公開で行うこととしていますので、傍聴を希望される方及び報道機関の方が既に入室しています。

ここで、報道機関によるカメラ撮影を許可したいと思います。ご準備ができましたら撮影をお願いします。

<撮影>

事務局

時間になりましたので、撮影を終了願います。なお、報道機関の皆様につきましては、この後、報告書の提出の際にも撮影を許可する予定となっています。

それでは野村委員長よろしくお願ひします。

野村委員長

これより本日の議題に入りたいと思います。本日の議題は、本日までに委員で議論を重ね、取りまとめた報告書及び報告書の骨子を委員会として確定することとなります。お手元の報告書及び骨子を改めてご確認ください。

一点、案としてお配りしている資料の71ページ「(4) 組織・態勢について」ですが、編集上のミスがありましたので、こちらについては訂正の上でお諮りしたいと思います。追って公表されるものは、訂正後のものになりますので、そちらでご確認いただければと思います。読み上げますと、(4)の冒頭ですけれども、「分割発注につい

ては中規模の契約、見積合せ等契約事務フローについては小中規模の契約を、それぞれ十分に実施できるような、区としての組織の在り方」と最初の2行ほどに漏れがありましたので訂正させていただきます。

それでは委員の皆様にお諮りしますが、この内容をもって本委員会の報告書として確定させていただきたいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

全委員

<了承>

野村委員長

また、骨子は、報告書に付随する資料ということになりますが、こちらの内容についても異存はございませんでしょうか。

全委員

<了承>

野村委員長

ありがとうございます。委員会として、ただいま報告書を確定させていただきました。こちらの報告書を区に提出したいと思いますけれども、その提出に先立ち、各委員から本委員会として調査・審議を行った所感をそれぞれ簡単に述べていただきたいと思います。まず、今井委員、いかがでしょうか。

今井委員

委員の今井でございます。私は、弁護士という立場で法律の専門家としてこの委員会に参加させていただきました。委員会で議論・検討した内容については、報告書に記載させていただいたとおりです。

私の所感としては、契約事務は、江戸川区の組織として公金の支出を伴う場面ですので、これが適切に支出できるように定められた地方自治法あるいは施行令、条例、これらの法規に従って定められた内規に従って行う必要があります。このことの意識がやはり足りなかったのではないかと感じました。今回の件は、元々は平井東小学校の工事から始まりましたが、調査の過程で、区の契約事務のそれなりに広い範囲で、このような問題が起きていたのではないかと感じました。所感というかお願ひですが、改めて江戸川区の職員の方々には、公務員として法規に従った事務を行う必要性を強く意識して欲しいと思います。他方、法律に従って事務を行うに当たり、これまでやってきたことの違いもありますし、職員に負担がかかりすぎてもいけない、手続の負担が重くなりすぎて本当に区民に必要な工事が行われなくては困るという問題も出てきます。調査しているうちに、これは本当に江戸川区だけの問題なのか、他の自治体でも同様の問題が起きて困っているところもあるのではないかということも感じました。

他の委員の先生からもお話があると思いますけれども、再発防止策として報告書の中で複数のアイディアを書かせていただいているので、ぜひ参考にしていただきたいです。この件をきっかけに、区でも具体的な政策を考えていいただき、契約事務が適正化される方向に変わって欲しいという所感というか、これもお願いでございます。以上です。

野村委員長

ありがとうございます。それでは、上野委員、いかがでしょうか。

上野委員

上野でございます。私は、建築の専門家としてこの委員会に関わらせていただきました。いわゆる契約事務などの専門家ではないので、今回は学校施設に関する建築の諸手続、建築基準法に基づく諸手続に不備な点があったということを主に指摘させていただきました。自治体が持つ公共建築の中で一番大きなボリュームを占めるのが学校施設になります。学校施設の日常的な修繕を所管するのは、いわゆる大きな工事を発注する都市整備の担当部署ではなく、教育委員会事務局学校施設課になっております。技術職がそこに配置されていなかった、あるいは、そこで事務に携わる方々の建築基準法に関する知識が不足していました。そういうやったことを、今後ぜひ改善していただきたいと報告書に記載させていただいている。私からは以上でございます。

野村委員長

ありがとうございます。それでは、楠委員、いかがでしょうか。

楠委員

楠と申します。私の専門は、独占禁止法と政府調達関連の法律になります。今回の随意契約の問題は、分割発注も含め、江戸川区の事案よりも前に報道された自治体もたくさんありますし、江戸川区の事案の後にも、いくつかの自治体で同じようなことが報道されており、おそらく多くの自治体が共通の課題として抱えている問題だと認識しております。原因の一つが、随意契約の使い方が硬直的になっており、随意契約をする理由がなかなか見つからないことがあります。例えば、急いでいるなどの理由があって随意契約をしたいけれども、それに合うような理由がないことがあります。そうすると、一番説明がしやすいのが、少額随意契約です。契約金額だけで説明できることが背景になっています。これは、おそらく他の自治体でも共通することだと思います。

ただ、随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれかによる必要があります。趣旨に沿った理由をきちんと区民に説明できなければ、言っていることとやっていることが違うということになります。色々な事情があるのはすごく分かれます。皆さんのが実務上悩みながら難しい課題に取り組みながらやっているのはすご

く分かりますが、やはり法律の趣旨に沿った形で実務を行っていく必要があります。そういう意味では、今までずっと硬直的に考えてきたものをもっと柔軟に考えるなど色々なやり方があると思います。それは法解釈の問題ですので、他の自治体も同じ問題を抱えているのであれば、情報交換しながら新しい取組、柔軟な取組を探していくことがこれからの課題だと考えています。

野村委員長

ありがとうございます。それでは、中里委員、お願ひいたします。

中里職務代理者

私は、元々公正取引委員会に勤めており、その後研究の世界にいます。独占禁止法、経済法を中心として研究をしています。

私からは、3点申し上げたいと思います。

私は、役人出身ですので、こういう改革をしていくにあたり、どうしても予算や人員の制約を設けてしまうところがありますが、少なくともこの委員会の議論の中では、できるだけそのような諸条件の制約を取り払い、様々な問題についてフラットに検討したつもりです。その結果、プライオリティは設けていますが、いつまでに何をしなければいけないのかということは、必ずしも述べていません。その点は、再発防止の検討過程の中で江戸川区に整理をお願いしています。江戸川区がこの報告書を踏まえ、本当に実行していただけるのか、それをプライオリティ、スケジュールの観点からぜひきちんと整理をしていただきたいと考えています。

2点目は、私が経済法の専門家かつ実務家でもあったという経験から、重要なことは取引の適正化だと思っています。この取引の適正化の裏側にあるものは、契約ではないかと思います。この検討委員会の中で様々な事象を見てきましたが、出発点にある契約についての意識が欠けていたと思います。一定の役務、つまり工事をしてもらうことや物を買うことと契約の事務が完全に切り離され、後から契約に関する諸条件を満たせばよいということになっていたと思います。出発点は、契約があって、区の側も一定の負担を負い、契約条件をきちんと書面ではっきりさせていくというプロセスが非常に重要で、今回はそれがかなりないがしろになっていた部分があると思います。そこをきちんとしていくことが、最終的に江戸川区民から預かっている税金をきちんと適正に支出をしていくということに繋がるのではないかと思います。報告書は、契約にかなり重点を置いて作るよう関与しました。

3点目ですが、職員の方から様々なお話を聞く中で、若干嘆きに近いものがあったと思います。相談する場所がどこにもないため、今までのやり方を踏襲していたプロセスがある気がしています。そこで、今回は単にマニュアルやガイドラインだけを整備して終わりにするのではなく、そのような悩みがあったら、それを受け止められる部署をきちんと作っていただきたいです。これが最終的にはオール江戸川区として対応いただくということに繋がるのではないかと思っています。俗な言葉で言えば、コミュニケーションなのかもしれません、しっかりした体制で取り組んでいただくこ

とが大事だと思っています。以上僭越ながら 3 点申し上げました。

野村委員長

ありがとうございます。最後に私から一言申し上げさせていただきます。委員長の野村です。弁護士として検証に関わらせていただきました。

3 月 13 日から本日まで 8 回の委員会を重ねて報告書を取りまとめました。審議を開始して、実情を知るほどに大変難しい問題を引き受けてしまったと感じました。もしこれが不適切な契約事務を行った不届きな職員がいるので、問題点を列挙して、厳しく処分してもらえばいいということであれば、悩みは小さかったと思います。しかし、本件はそのような事案ではないと受け止めています。

いま、お話をありがとうございましたが、地方自治法は、自治体の契約方法をかなり厳しく定めており、融通を利かせられる部分は、幅が決して大きくはありません。一方で、江戸川区内の約 100 校の小・中学校からは、日々、大小の多数の契約や工事の要望が上がってきます。法令を守りながら契約手続を行うということと、契約や工事を必要なときに迅速に行うということの二つを両立させることができ、大変に難しい問題であると受け止めました。

小・中学校を例に挙げましたが、報告書を詳しくお読みいただければ、私たちが決して学校関係の問題だけではなく、区全体の契約事務に課題があるということを厳しく指摘しているということが分かっていただけるかと思います。

委員会では、大いに議論し、我々も大いに苦しました。力不足で申し訳ありませんが、江戸川区に代わって正解を見つけることはできませんでした。それでも幅広い検討を行って、問題点を指摘しつつ、この先の江戸川区のためのヒントになる内容は様々に盛り込めたのではないかと思っています。

次は、この報告書を受けて、区職員の皆様が私たちと同じ苦しみに向き合っていたら順番だと思います。この報告書が対応策を検討するにあたっての地図やエンジンになることを願っております。

それでは、斎藤区長に報告書をお渡ししたいと思います。

事務局

野村委員長、斎藤区長、机の前方にお越しください。ここで報道機関の皆さん撮影を許可いたします。

<報告書の提出>

野村委員長

報告書をお渡ししたばかりですが、斎藤区長から一言ございましたらお願ひします。

斎藤区長

ただいま野村委員長から報告書をいただきました。本区の分割発注に端を発した契

約事務につきまして、問題点と改善策について、今年の3月の第1回目から議論を重ねてくださいました。本当にありがとうございました。

今度は、私どもがこの報告書をしっかりと読み、改善策について全序的に検討を進めてまいります。この提言をもとにした対応策を速やかに作成することで、契約事務の適正化、そして区民の皆さんとの信頼回復に取り組んでまいりたいと思っております。

野村委員長

ありがとうございます。我々も区の対応策の策定について見守らせていただきたいと考えていますのでよろしくお願ひいたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。委員の皆様、ありがとうございました。この後の予定について事務局からご案内願います。

事務局

野村委員長ありがとうございました。

皆様のお手元にある報告書は、議決前でしたので、骨子も含めて案という表記があります。先ほど議決されましたので、案の表記については適宜消してご覧ください。ホームページ等でも公表いたしますので、そちらもぜひご確認ください。

以上